

市内循環ワゴン運行事業者について

1 市内循環ワゴン運行事業者
山手ケアサービス株式会社

2 運行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

¹運行期間は 5 年間で予定しているが、協定は毎年度締結することとし、令和 6 年度以降については、当該協定年度の前年度までの業務実績等を考慮のうえ、毎年度協議を行い、特段の事情がない場合は、予算成立の範囲で単年度の協定を繰り返すものとする。

また、運行内容等の見直しによる変更が生じることも想定されるため、その場合は、必要に応じて協議を実施し、柔軟に運行を実施するものとする。

²運行期間は 5 年間で予定しているが、車両の状況次第では、持続可能な公共交通としての経費節減のため運行期間の延長を検討する。